(別表第1)

標準文書保存期間基準(保存期間表)(小林簡易裁判所)

平成31年1月18日

		光数に成り司法伝			分類			
事項	業務の区分	業務に係る司法行政文書の類型	司法行政文書の具体例	大分類		分類	名称	保存期間
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			(分類記号)		(小分類)	
14 職員の人事に関する事項	(1) 裁判官以外 の職員の任免, 勤務裁判所の指 定等に関する重 要な経緯	ア 裁判官以外の 職員の任免及び勤 務裁判所の指定等 に関する連絡文書	一時的通達	職員人事(事務)	人ろ-02	の指定(連絡文 書)	裁判官以外の職員の 任免,勤務裁判所の 指定(平成○○年 度)	5年
	(12) 勤務時間, 休暇,職員団体 その他の服務に 関する業務 (((13)に該当す るものを除 く。)		職務専念義務免除請求書(撤回申出書),休憩時間短縮申出書,休憩時間割当表,旧姓使用申出書,通知書		人ろ-11	服務	服務(平成○○年度)	3年
		ウ 私事渡航の承 認に係る決裁文書 エ 裁判官の休業 に関する文書	海外渡航承認申請書, 外国旅行承認請求書 請求書,通知書					
	(20) 職員の人事 に関する業務 ((1)から(19)まで に該当するもの を除く。)	ウー人事帳簿	別表第3のとおり			人事帳簿	別表第3のとおり	別表第3 のとおり
15 訟務に関する事項		事件記録の保存に 関する連絡文書	一時的通達	訟務(事 務)	訟ろ-12	記録保存	記録保存(平成〇〇 年度)	5年
	に関する業務 ((1)から(4)まで に該当するもの を除く。)	裁判書の送付,事 件関係の案内書の 配布に関する文 書,事件処理シス	最高裁の判決書,行政 共助,捜査関係事項照 会,外国司法送達共 助,調査嘱託依頼書, 照会書,調査票,嘱託 書,回答書,事務連		訟ろ-15-B	判決書等写し、調査回答書	雑(平成〇〇年度)	

		業務は 大芸芸芸芸芸芸芸芸芸芸芸芸芸芸芸芸芸芸芸芸芸芸芸芸芸芸芸芸芸芸芸芸芸芸芸芸	絡,国を当事者とする 事者と当事者と 事者と 事者と 事者と 事者と 事者と 事者と 事者と					1年
16 会計に関する事項	(1) 債権, 歳入 及び収入に関す	ŋ	貼用印紙つづり	会計(事 務)	会ろ-01		貼用印紙つづり(平 成○○年度)	5年
	る業務	キ 会計帳簿	別表第3のとおり			会計帳簿	別表第3のとおり	別表第3 のとおり
	(2) 支出に関す る業務	ケー会計帳簿	別表第3のとおり			会計帳簿	別表第3のとおり	別表第3
	(3) 物品に関す る業務	コー会計帳簿	別表第3のとおり			会計帳簿	別表第3のとおり	別表第3 のとおり
	(7) 保管金及び 保管有価証券に 関する業務	コー会計帳簿	別表第3のとおり		会ろ-06	会計帳簿	別表第3のとおり	別表第3 のとおり
	(8) 保管物に関する業務	工 会計帳簿	別表第3のとおり		会ろ-07	会計帳簿	別表第3のとおり	別表第3 のとおり
	(12) 会計に関す る業務 ((1)から (11)までに該当す	ア 会計に関する 業務についての一 時的文書	一時的通達		会ろ-12-A	雑	納品書(平成〇〇年 度)	5年
	るものを除く。)	イ 会計に関する 業務についての一 時的文書	他省庁,財務省会計センター等からの不定期 な照会,回答文書,事 務連絡等		会ろ-12-B	※ 交換簿	交換簿(平成○○年 度)	1年
18 庶務に関する事項	(1) 公印の管理 に関する業務	ウ 庶務帳簿	別表第3のとおり	庶務(事 務)	庶ろ-01	庶務帳簿	別表第3のとおり	別表第3 のとおり
	(5) 文書の管理 に関する業務	ア 文書の管理に 関する連絡文書	一時的通達		庶ろ-05	文書(連絡文書)	文書(平成〇〇年 度)	5年
	. 1947 371439		標準文書保存期間基準 (保存期間表)			文書(保存期間基準)	標準文書保存期間基 準(平成〇〇年度)	5年

	才		別表第3のとおり			別表第3のとおり	別表第3 のとおり
る業 (13)ま	でに該当す 文書 のを除 報の) する ,	末申出に関する 等,保有個人情)開示申出に関 う文書 庶務に関する	開示申出書,開示又は 不開示通知書,送付 書,受領書,送付書, 受領書,通知,書簡, 所知文書,開示申出の 対象となった短期保有 文書,保護通知書	庶ろ-15-B	雑	雑(平成〇〇年度)	1年

(備考)

- 1 ※については、保存期間表を作成するに当たって適宜定める。
- 2 この通達において「特定日」とは、文書作成取得日において保存期間が不確定である司法行政文書について、保存期間が確定した場合における管理通達記第 4の3の(4)の定めによる当該司法行政文書の保存期間の起算日をいう。
- 3 保存期間の起算日が異なる同一種類の複数の文書が物理的に容易に分離できない形状で一体となっている場合には、保存期間の起算日が最も遅い文書の起算日を保存期間の起算日とし、これらを一体として管理することができる。

(別表第3)

<u>小林簡易裁判所</u>

項番	業務に係る司法行政文書の 類型	司法行政文書の具体例	名称 (小分類)	保存期間					
人事情	人事帳簿								
		身分証明書交付申請書,各証明申請書,証明に関 する決裁文書,旅行命令簿	旅行命令簿(平成○○年度)	3年					
会計帧	長簿								
	係	消滅した債権に関する債権管理簿,債権整理簿, 徴収簿,収納未済整理簿,過誤納額整理簿,不納 欠損整理簿,現金出納簿,代理開始終止簿	消滅した債権に関する債権管理簿(平成○○年 度),現金出納簿(平成○○年度)	5年					
	係	現金出納簿,小切手振出簿,代理開始終止簿,支 出負担行為差引簿,支出決定簿,前金払整理簿, 概算払整理簿,前渡資金交付整理簿,前渡資金出 納簿,前渡資金整理簿,前渡資金科目別整理簿, 債権管理簿	現金出納簿(平成○○年度)	5年					
	別表第1の16の(7)のコ関 係	当座預金出納簿,保管有価証券受払簿,保管票送付簿,現金出納簿,小切手振出簿,代理開始終止簿	現金出納簿(平成○○年度)	5年					
		民事保管物原簿,押収物送付票,押収通貨整理 簿,押収物処分簿,傍受の原記録原簿	民事保管物原簿(平成○○年度)	5年					
庶務帖	長簿								
		事務記録帳簿保存簿,廃棄簿	廃棄簿(平成○○年度)	30年					
2 2		文書受理簿,文書発送簿,秘扱文書受理簿,秘扱文書発送簿	文書受理簿(平成〇〇年度),文書発送簿(平成〇〇年度),秘扱文書受理簿(平成〇〇年度), 秘扱文書発送簿(平成〇〇年度)	5年					
2 3		特殊文書受付簿,当直文書受付簿,送付簿	特殊文書受付簿(平成○○年度) 特殊文書受付簿(現金書留)(平成○○年度) 現金書留授受簿(平成○○年度)	3年					

(人ろ-05) 俸給その他の給与に関する業務

(別表第4)

	業務の区分	業務の区分 業務に係る司法行 政文書の類型	司法行政文書の 具体例	分類						
事項				大分類	(分類記号)	分類	名称 (小分類)	保存期間	基準日	人事管理文書の区分
14 職員の人事に 関する事項		イ 俸給その他の 給与,級別定数等 に関する文書		職員人事 (事務)	人ろ-05	人事帳簿	出勤簿(平成〇〇年度) 登庁簿(平成〇〇年度) 司法委員出勤簿(平成〇〇年度) 調停委員登庁簿(平成〇〇年度)	5年		
						人事帳簿	超過勤務命令簿(平成〇〇年度)	5年3月		
		イ 勤務時間, 休 暇, 職員団体その 他の服務に関する 文書				人事帳簿	休暇簿, 休暇承認願(平成〇〇年度) 勤務時間の申告・割振り簿(平成〇〇年度)	3年		